

海老名市公共の場所におけるつきまとい勧誘行為、客引き行為等の防止
に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海老名市公共の場所におけるつきまとい勧誘行為、客引き行為等の防止に関する条例（平成27年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(質問事項)

第2条 条例第5条第2項に規定する質問に係る事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 禁止行為をした者の氏名、住所、年齢、職業、電話番号及び当該禁止行為の内容並びに当該禁止行為の委任又は命令の有無
- (2) 禁止行為の委任又は命令があった場合は、その委任又は命令をした者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）、住所（法人にあっては所在地）、年齢、職業、電話番号及び当該禁止行為の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

(つきまとい勧誘行為等防止指導員)

第3条 市長は、条例第5条第2項に規定する質問又は指導及び条例第7条に規定する警告に関する事務を行わせるため、つきまとい勧誘行為等防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、市長が委嘱する。

3 指導員は、第1項の質問又は指導及び警告に関する事務を行うときは、つきまとい勧誘行為等防止指導員証（第1号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(重点区域の指定等の告示)

第4条 条例第6条第2項に規定する指定及び同条第4項に規定する変更又は解除したときの告示する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 重点区域の場所を示す図

(2) 重点区域の指定年月日、変更年月日又は解除年月日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(警告)

第5条 条例第7条第1項の規定による警告は、警告書（第2号様式）により行うものとする。

(勧告及び命令)

第6条 条例第8条第1項の規定による勧告は、勧告書（第3号様式）を交付して行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による命令（以下「命令」という。）は、措置命令書（第4号様式）を交付して行うものとする。

(公表)

第7条 条例第9条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示及び市ホームページへの掲載により行うものとする。

(1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

(2) 住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）

(3) 正当な理由なく命令に従わなかったこと

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(意見陳述の機会の付与)

第8条 市長は、条例第10条の規定により意見を述べる機会を与えるときは、相当な期間において、当該意見を述べる機会を与える者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、書面により意見を述べることができる。

(店舗場所提供者への通知)

第9条 条例第11条の規定による店舗場所提供者への通知を行うときは、店舗場所提供者への通知書（第5号様式）により行うものとする。

(過料)

第10条 条例第15条の過料の額は、50,000円とする。

- 2 市長は、条例第16条又は第17条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対しあらかじめ告知・弁明書（第6号様式）によりその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与しなければならない。
- 3 市長は条例第16条又は第17条の規定により過料の処分をするときは、当該処分を受ける者に対し過料処分書（第7号様式）を交付し、過料を徴収する。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第5条から第10条までの規定は、平成27年10月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

<表>

第	号			
写真	つきまとい勧誘行為等防止指導員証			
	職 名			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
上記の者は、海老名市公共の場所におけるつきまとい勧誘行為、客引き行為等の防止に関する条例第5条第3項及び第7条第2項の規定により指定された者であることを証明する。				
	年	月	日	発行
	海老名市長			印

<裏>

海老名市公共の場所におけるつきまとい勧誘行為、客引き行為等の防止に関する条例（抜粋）

（禁止行為）

第5条 何人も、公共の場所において、禁止行為を行い、又は行わせてはならない。

2 市長は、禁止行為をしたと認められる者に対し、必要な質問又は指導をすることができる。

3 市長は、前項の規定による質問又は指導をあらかじめ指定する者に行わせることができる。

（警告）

第7条 市長は、第5条第2項の規定による指導を受けた者が、なお反復して禁止行為をし、又はさせたときは、当該禁止行為を中止するよう警告することができる。

2 市長は、前項の規定による警告をあらかじめ指定する者に行わせることができる。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

海老名市長 印

警 告 書

あなたは、海老名市公共の場所におけるつきまとい勧誘行為、客引き行為等の防止に関する条例第5条第2項に規定する指導を受けたにもかかわらず、なお禁止行為を続けているので（続けさせているので）、直ちに当該禁止行為を中止するよう（中止させるよう）同条例第7条第1項の規定により警告します。

1 禁止行為を行った日時

年 月 日 時 分

2 禁止行為の種類

3 警告の内容

第 号
年 月 日

様

海老名市長 印

勸 告 書

あなたは、海老名市公共の場所におけるつきまとい勧誘行為、客引き行為等の防止に関する条例第7条第1項に規定する警告を受けたにもかかわらず、なお禁止行為を続けているので（続けさせているので）、同条例第8条第1項の規定により、必要な措置を講ずるよう勧告します。

なお、あなたがこの勧告に従わなかったときは、同条例第8条第2項の規定により、必要な措置を命ずることがあります。

1 禁止行為を行った日時

年 月 日 時 分

2 禁止行為の種類

3 措置の内容

第 号
年 月 日

様

海老名市長 印

命 令 書

あなたは、海老名市公共の場所におけるつきまとい勧誘行為、客引き行為等の防止に関する条例第7条第2項に規定する勧告を受けたにもかかわらず、なお禁止行為を続けているので（続けさせているので）、同条例第8条第2項の規定により、直ちに公共の場所における禁止行為を止めるよう命じます。

1 禁止行為を行った日時

年 月 日 時 分

2 禁止行為の種類

3 措置の内容

教示

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、海老名市長に対して異議申立てをすることができます。
- (2) この決定については、この決定（(1)の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、海老名市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) (1)の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることはできません。
- (4) (2)の場合において、この決定（(1)の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

様

海老名市長

印

店 舗 場 所 提 供 者 へ の 通 知 書

あなたが（所有 管理）している

土地 所在：

建物 所在：

を店舗の場所として使用している次の者が、海老名市つきまとい勧誘行為、客引き行為等の防止に関する条例第5条第1項に規定する禁止行為を行ったため、当該禁止行為を中止するよう同条例第7条の規定による警告並びに同条例第8条の規定による勧告及び命令を行いました。なお当該禁止行為を行っているため、同条例第9条の規定により、その氏名等を公表しました。

つきましては、同条例第11条の規定により、店舗場所提供者に対し、公表された事項を通知します。

公表された事項

第 号
年 月 日

様

海老名市長 印

告 知 ・ 弁 明 の 機 会 付 与 通 知 書

あなたは、海老名市公共の場所におけるつきまとい勧誘行為、客引き行為等の防止に関する条例第8条第2項の規定による命令に従わないため、同条例（第16条 第17条）の規定により過料処分の対象となります。

過料処分に先立ち、次のとおり意見を述べる機会の付与を行いますので、意見がある場合は、命令に対する弁明書に意見を記載し、提出してください。

1 禁止行為を行った日時

年 月 日 時 分

2 禁止行為の種類

3 措置の内容

4 弁明の機会の付与の方式

弁明書の提出

5 提出先

6 提出期限

年 月 日

命 令 に 対 す る 弁 明 書

海老名市長 殿

住 所

氏 名

（法人その他団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

海老名市公共の場所におけるつきまとい勧誘行為、客引き行為等の防止に関する
条例施行規則第10条第3項の規定により、次のとおり弁明します。

禁止行為を行った日時	年 月 日 時 分
禁止行為の種類	
弁明	
証拠書類等の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付すること。

第 号
年 月 日

様

海老名市長 印

過 料 処 分 通 知 書

海老名市公共の場所におけるつきまとい勧誘行為、客引き行為等の防止に関する条例（第16条 第17条）の規定により、次のとおり過料に処します。

1 過料処分を受ける者の住所及び氏名

2 禁止行為を行った事実

3 過料処分の内容

過料として、金50,000円を支払うこと。

教示

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、海老名市長に対して異議申立てをすることができます。
- (2) この決定については、この決定（(1)の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、海老名市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) (1)の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることはできません。
- (4) (2)の場合において、この決定（(1)の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。